平成２４年（フ）第６６６５号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番11―702号
破産者　株式会社システムゲッツ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４８号
大阪市中央区北浜１丁目１番９号
破産者　株式会社ケン・カンパニー
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０１号
大阪市西区新町２丁目３番17号
破産者　ミヤジリ．システムサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６号
兵庫県川西市美山台２丁目４番地の71
破産者　有限会社オフィスニジュウイチ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７６号
神戸市中央区海岸通５番地商船三井ビル505号
破産者　有限会社アイスバーグ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
兵庫県宝塚市売布２丁目14番―14―108号
破産者　有限会社パールハウジング
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７８３号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目27番１号
破産者　テルプラン有限会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
兵庫県西宮市分銅町１番16―1108号
破産者　有限会社イタリア・グローブ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６号
北海道岩見沢市御茶の水町307番地
破産者　有限会社丸村鉄工
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１３８号
栃木県足利市鹿島町543番地３
破産者　有限会社足利葵扇寿司
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７７号
群馬県桐生市相生町５丁目313番地の11
破産者　長澤　　仁
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第７８号
群馬県桐生市相生町５丁目313番地の11
破産者　長澤　朝子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１２０号
愛知県一宮市大赤見2846番地
破産者　小池毛織株式会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６６号
愛知県岡崎市北野町字郷裏21番地
破産者　大城工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
三重県鈴鹿市稲生西３丁目14番１号
破産者　北村自動車有限会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６６号
大阪府門真市千石東町16番25号、前住所三重県津市白塚町2641番地　ハイツジュネス101
破産者　北村　久展（旧姓蛭波）
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１８８３号
さいたま市桜区西堀８丁目20番25号　センチュリー西堀305
破産者　佐々木智明
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１５号
さいたま市浦和区岸町２丁目10番10号
破産者　星川　照子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１６号
さいたま市浦和区岸町２丁目10番10号
破産者　吉田ひろみ
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６４号
埼玉県久喜市河原代572番地４
破産者　井上　憲治
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８７号
埼玉県上尾市柏座４丁目２番23号　エクセル柏座106、旧住所埼玉県上尾市中妻３丁目３番地14　サンスクエアウチヤマ103
破産者　南　貴美子（旧姓白倉）
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９０号
さいたま市南区白幡６丁目７番６―413号、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　Ｓ．Ｓ．Ｓ浦和第２寮
破産者　谷口　　進
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９５号
埼玉県川口市大字神戸672番地の１　道合神戸住宅Ｃ1001号
破産者　高城　美穂
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
埼玉県蕨市南町４丁目39番20号　コスモプレイス蕨208号、旧住所埼玉県蕨市塚越２丁目３番６号　ひかり荘203号
破産者　小峰　　勉
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係